

イギリスにおける「離学年齢」引上げに関する政策の特徴

Features of the Policy on Raising the Partisipation Age in England

植田 みどり*

UEDA Midori

Abstract

In England, educational reforms were carried out in September 2013 through which it became compulsory for 16 year-olds to engage in education or training for two years after the completion of full-time compulsory education. More specifically, three options were set out:

- (i) full-time study in a school, college or with a training provider
- (ii) full-time work or volunteering (20 hours or more) combined with part-time education or training leading to relevant regulated qualifications
- (iii) an apprenticeship, traineeship or supported internship.

Being enrolled in one of these programs became mandatory.

The influencing factors to this reform were the increase in the number of NEET (Not in Education, Employment or Training) and the problems of a work environment which prevented young people from updating or improving their skills.

Various measures had previously been taken for NEET or to support the employment of young people, but since these did not prove to be successful in significantly reducing the number of NEET, new measures had to be taken.

As a result of raising the Partisipation Age in stages from 2013, the percentage of young people enrolled in educational institutions and training institutions has increased. However, although the number of NEET has decreased for the ages of 16-17, the number for 18 year-olds appears to be increasing, and therefore there is a need to consider future corresponding measures. In addition, along with an increase in enrollment, there has been an increase in the number of young people who lack motivation towards studying and training or a sense of purpose towards advancement to higher learning and enrollment in training institutions, which has become an issue that needs to be dealt with. For this reason, the current situation in England is that enhancing careers education and guidance in the secondary schools has become an important initiative.

To summarize the points of the policy on raising the Partisipation Age in England, first, rather than raising the age for completing compulsory education, the obligation is to remain in a place of study or training in the last two years of secondary education, which had until this point come under non-compulsory education. Second, the extended phase of activities is not limited simply to education, but makes education or training mandatory, therefore allowing for some variety. Third, the policy attaches importance to careers education and guidance in secondary school. Fourth, responsibility in terms of implementing the policy was clearly defined such as imposing the responsibility of implementing the measures of this policy on the local authorities and schools. Fifth, priority was given to activities to support young people.

* 教育政策・評価研究部 総括研究官

1. はじめに

イギリスでは、2013年9月から、16歳のフルタイムの義務教育終了⁽¹⁾後の2年間、教育あるいは訓練に従事することを義務とする「離学年齢」引上げ政策（Raising the Participation Age, RPA）を実施した。

そこで本稿では、第一にどのような背景の下で「離学年齢」引上げ政策が実施されたのか、第二にどのような政策形成過程によって政策が形成されたのか、第三にこの政策の現状と課題は何かを解明することを通して、イギリスにおける「離学年齢」引上げ政策の特徴を整理し、日本の学制改革に対する知見を考察することを目的とする。

本稿で言うイギリスとはイングランドを指す。

なお、本稿で義務教育の年限延長という表現をせず、「離学年齢」引上げという表現を使用する。その理由は、義務教育そのものの終了年限を上げたのではなく、学習や資格取得のための訓練などにおける「学び」の場に留まる年齢を上げた政策であるからである。すなわち、「学び」の場から離れる年齢という意味において「離学年齢」という表現を使っている。

2. イギリスにおける「離学年齢」引上げ政策

(1) イギリスにおける義務教育の定義

イギリスにおける義務教育（compulsory education）の期間は、5歳から16歳の11年間である。それは、おおむね初等学校（Primary School）と中等学校（Secondary School）に該当する期間である。

その義務教育の規定は、「1996年教育法（The Education Act 1996）」の第7条において下記の通り規定されている。

「義務教育段階の年齢にある全ての子供の保護者は、効果的なフルタイムの適切な教育機会を各々の子供に受けさせる義務を負う。適切とは、

- a) 各々の子供の年齢、能力、適性に合うこと
- b) 各々の特別な教育的ニーズに対応すること

その教育機会とは、学校への日常的な出席又はその他の機会（otherwise）である。」

すなわち、イギリスにおける義務教育の義務は保護者に課されているのである。また、義務教育の内容は就学義務ではなく、保護者の責任において子供の年齢、能力、適性に合った教育機会を受けさせることとなっているのである。

イギリスにおいて義務教育を終了することは、中等教育修了資格試験（General Certificate of Secondary Education, GCSE）において合格点を取ることで認められる。

本稿で取り上げる「離学年齢」引上げ政策が導入される以前であれば、16歳で義務教育期間を終了した者は、非義務教育の中等教育段階であるシックスフォーム及びシックスフォームカレッジに進学し大学入学のための試験（Aレベル試験）の勉強や、継続教育機関に進学し、職業資格取得のための勉強を行う。あるいは、就職するというものであった。

(2) 「離学年齢」引上げ政策の概要

「離学年齢」引上げ政策とは、「離学年齢」を義務教育期間が終了する年齢である 16 歳から 18 歳まで延長し、教育あるいは訓練に従事することを義務とするというものである。

2013 年 9 月に導入され、2015 年までに段階的に引上げる形で制度化されている。

この制度では、全ての子供が 18 歳まで次の 3 つのいずれかに従事することを義務としている。

- ・学校、カレッジ（シックスフォーム及びシックスフォームカレッジ）、訓練提供機関（継続教育機関など）においてフルタイムの学習をすること
- ・パートタイムの教育あるいは訓練とセットになったフルタイムの就労あるいは 20 時間以上のボランティア活動に従事すること
- ・見習い訓練生（apprenticeship）や実習生（traineeship）であること

この制度は、「2008 年教育と技能法（The Education and Skills Act 2008）」の第 1 条、第 2 条において規定されている。

そして制度の実施に当たって地方当局（Local Authority, LA）に対しては、対象となる子供に十分な教育及び訓練の機会を提供し、子供たちを支援することが義務づけられた（同法第 10 条、68 条）。さらに、学校や訓練機関等には、対象となる子供たちの出席を促す義務があることが規定されている（同法 11 条）。

義務教育段階においては、義務教育の義務を遂行しない保護者に対して罰金及び禁固刑等の罰則規定があるが、「離学年齢」引上げ政策においては、本人の義務であり保護者の義務ではないとし、罰金等の罰則規定も設定されていない。

この 2 年間は無償である。無償の範囲には、授業料だけでなく、教材費、交通費なども含まれる。そのため予算は全額公費（Bursary Fund）でまかなわれている。

3. 「離学年齢」引上げ政策の導入の背景

「離学年齢」引上げ政策の目的は、第一に、10 歳代後半の若者の教育及び訓練への参加を増大させ、若年無業者（Not in Education, Employment or Training, NEET：教育機関、雇用及び訓練機関に在籍しない若者）を削減することである。第二に、イギリスにおける教育及び訓練の水準向上を図り、人材育成を行うことである。

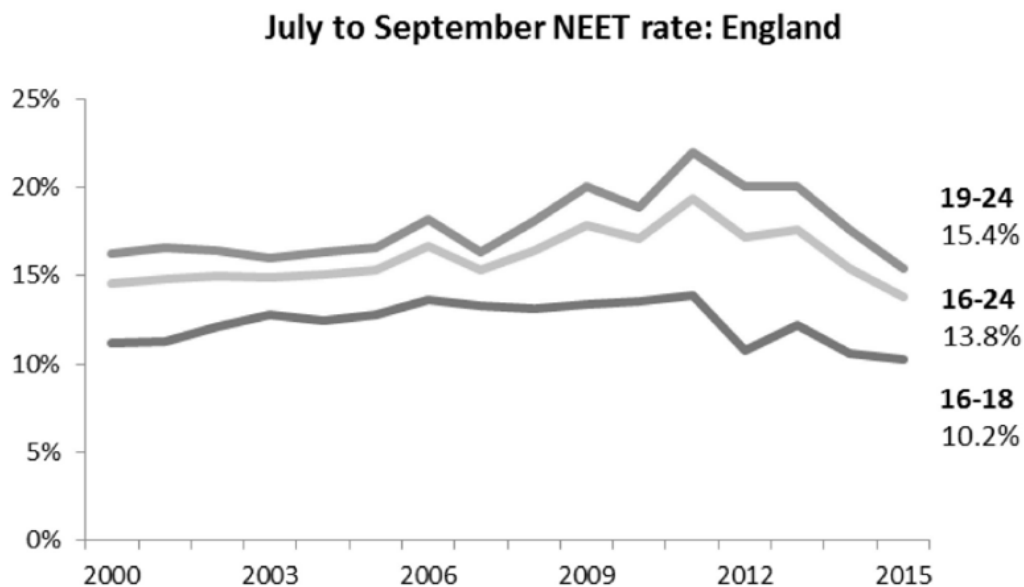
このような目的からわかるように、「離学年齢」引上げ政策が導入された背景には、第一に若年無業者の増加があると指摘できる。

イギリスでは、1990 年代から若年無業者の増加の問題を抱えていた。そのため、1990 年代後半以降、コネクションズサービス（Connexion Services）等の若年無業者を削減するための取組が実施されてきた⁽²⁾。コネクションズサービスとは、2001 年から開始されたもので、13 歳から 19 歳の若者への包括的な支援を行うための制度である。若年無業者が抱える学習面だけでなく、経済面、生活面、健康面、精神面等の問題も含め、問題解決のための支援を包括的に行うために、自治体内にコネクションズサービスを行う事務所を設置したり、支援を行うパーソナルアドバイザーを配置した。また、中等学校段階の 13 歳時点での生徒の状況を調べ、支援や指導の必要度を把握した上で、課題を抱えている生徒への個別対応を行い、継続的な経過観察を行った上で、義務教育を終了した時点での進路状況を把握し、その後の継続的な支援をする取組などが行われた。

しかし、コネクションズ等の施策が講じられた後も若年無業者の数が大幅に減少に転じることは

なかった。表1は、2000年～2015年までの16歳～24歳までの若年無業者数の変化を示したものである。2011年以降、減少に転じてはいるが、2015年時点でも16歳～24歳においては13.8%が若年無業者となっている。また、教育及び訓練機関に在籍していない者(Not in Education or Training, NET)の割合で言えば、2015年時点で16歳～24歳までの若者の内49%となっている。本稿で取り上げる「離学年齢」の引上げ政策の対象となった16歳～18歳の若者で言えば、21.1%となっている。

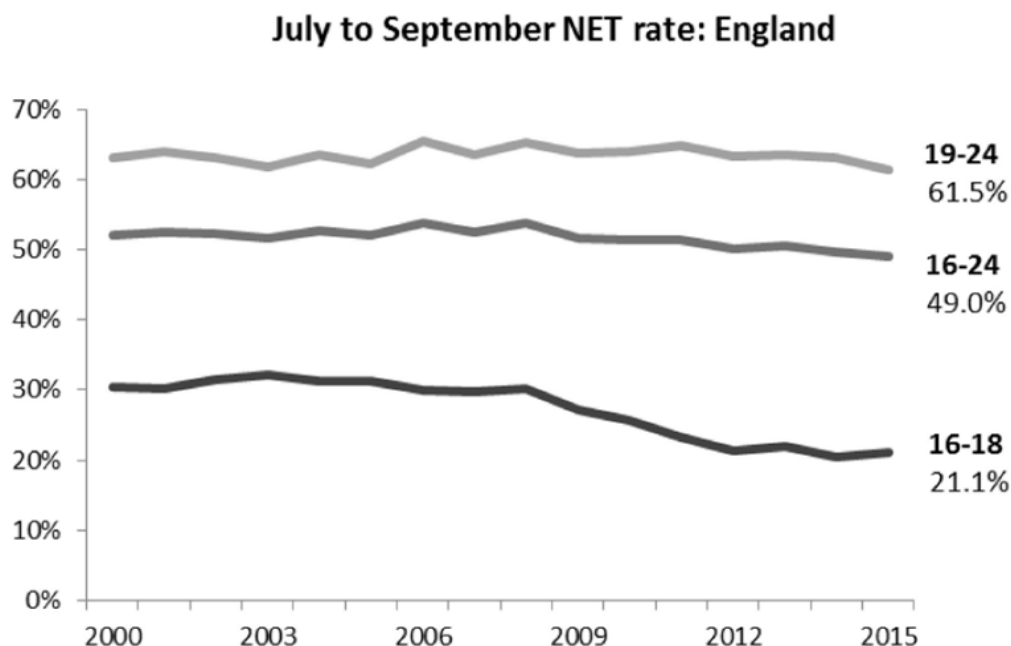
(表1) 若年無業者数(割合)の推移(2000年～2015年)



Source: Labour Force Survey

(出典) DfE, *NEET Statistics Quarterly Brief July to September 2015, England*, 19 November 2015

(表2) 若年無業者(教育及び訓練機関に在籍していない者)の数(割合)の推移(2000～2015年)



Source: Labour Force Survey

(出典) DfE, *NEET Statistics Quarterly Brief July to September 2015, England*, 19 November 2015

イギリスでは、義務教育を終了したことを示すためには、中等教育修了資格試験において最低 5 科目において A* から C 判定をとらなければ合格とならず、義務教育を終了したことにはならない。すなわち、中等教育修了資格試験において合格点を取得し、中等教育修了資格を付与されなければ次のステップである教育機関や訓練機関への進級も就職も難しくなるのである。現状としては、2014 年のデータにおいて 5 科目で A* から C 判定を受けている者は、68.8% という状況である⁽³⁾。

また中等教育修了資格試験についても、資格取得促進を図るために、教科だけでなく、職業資格に関連するものを設置し、多様化させるなど様々な制度改革が行われてきた。しかし、中等教育修了資格試験の合格率の大幅な上昇や若年無業者数の大幅な減少には結びついてこなかった。

そこで抜本的な改革として、義務教育期間を終了する年齢である 16 歳以降も、教育及び訓練の機会を享受しながら中等教育修了資格試験に合格したり様々な職業資格を取得する期間を与え、若年無業者にならないようにする取り組みが必要であるとして、「離学年齢」引上げ政策が導入されたのである。

また二つ目の目的として挙げている、イギリスにおける教育及び訓練の水準向上を図り、人材育成を行うこととの関連では、導入の背景として教育及び訓練機会の不足による職業選択の機会の不均衡への対応ということが指摘できる。義務教育終了直後に就職した者は単純労働に従事することが多く、転職やより高度な職業への移動を可能にするような教育や訓練の機会が少なく、社会経済的な不利益な立場に固定されているという人材育成上の問題がある。そのため、就労していても、より高度な資格や技能を習得するための機会を保障するための取組が必要であった。

4. 「離学年齢」引上げ政策の導入の経緯

「離学年齢」引上げ政策の導入に当たり、イギリスでは様々な試行事業や調査研究、コンサルテーションが行われた。

2007 年 3 月に政府が緑書『Raising Expectation』を公表し、その中で、全ての若者が 18 歳まで教育あるいは訓練に従事すべきであると提言した。その背景として、16 歳で義務教育を終了した後に訓練なしで仕事に従事していること (jobs without training, JWT) や若年無業者の問題があった。そこで政府は、18 歳まで全ての若者を教育あるいは訓練に従事させることの影響、成果、課題について検証することとした。

2007 年に、子供・学校・家庭省 (Department for children, schools and families, DCSF) の委託を受けて、全国教育研究所 (National Foundation for Educational Research) が「Raising the Participation Age in Education and Training to 18: Review of Existing Evidence of the Benefits and Challenges」という報告書をまとめた。この中で、現状の特徴や課題が分析され、18 歳まで教育や訓練の機会を延長した場合の意義を示した。意義としては、職業資格のレベル 2⁽⁴⁾ 以下の場合には経済効果は小さいがそれ以上の資格取得をする場合には経済効果が上がることなどが指摘された。その上で、参加を義務にすることで若者を勇気づけていくことができるような質の高いアドバイスや支援が必要であること、参加は自発的に行うべきであることなどの留意点も指摘された。

この調査研究を受けて、2008 年教育法が制定され、その後制度化に向けた施策が実施された。

2009 年から 2013 年にかけて 66 か所の自治体が参加し、4 回にわたり試行事業が実施された。2009 年から 2011 年までの第 1、第 2 回の試行事業では、次の 3 つの課題解決についての試行が行われた。

① 情報提供、アドバイス、ガイダンスの在り方

②16～17歳の若者への動機付けの在り方

③地域課題への対応の在り方

2011年から2013年の第3、第4回の試行事業は、2013年の実施のための実施計画の立案を目的として、地域独自の手法やプログラムの開発及び試行が行われた。更に第4回目の試行事業では、試行自治体の内、8自治体（Barnsley, Blackburn with Darwen, Derby, Dorset, Ealing, East Sussex, Plymouth, Swindon）を地域リーダーに指定し、全国的な実施の際のモデル自治体としての役割が託され、試行事業が行われた。これらの成果は下記の6つの報告書にまとめられている。

- DfE, *Raising the participation age (RPA) trails : phase1 evaluation final report*, May 2010
- DfE, *Evaluation of the phase 2 raising the participation age trials : final report*, May 2010
- DfE, *The evaluation of the raising the participation age locally-led delivery projects (RPA) 2011 to 2012 : survey findings*, September 2012
- DfE, *The evaluation of the raising the participation age locally-led delivery projects (RPA) 2011 to 2012 : case study findings*, September 2012
- DfE, *Research into the Phase 4 Locally-Led Delivery Projects for Raising the Participation Age : Research report*, September 2013
- DfE, *Top tips for local authorities implementing Raising the Participation Age (RPA)*, September 2013

これらの試行事業の結果から、18歳まで「離学年齢」を延長する上で、地方当局が考慮すべき点として次の6点が指摘された。第一に、16歳から18歳までの延長に当たっては、中等学校の前半に当たる11歳～14歳までのキーステージ3における支援が重要であることである。第二に、若年無業者になるリスクを早期に発見するシステムを開発し、学校教育段階において重点的に対応すべきターゲットを把握しておくことである。第三に、若者への支援に当たるアドバイザーの役割が重要であることから人材を育成し、確保しておくことである。第四に、訓練を伴わない流動的な仕事に就く者への助言や継続的なフォローなどの配慮が必要ということである。第五に、雇用者やボランティア組織、地域内の機関を含めた地域内のパートナーとの関係を構築することである。第六に、実施計画も含めて2013年から2015年の実施を軌道に乗せるような方向性を持つことである。

このほかにも、教育省（Department for Education, DfE）の中に設置された Effective Practice Team による報告書『*Participating in learning post 16 : effective practice in schools*』（DfE, January 2012）や議会下院による報告書『*Building Engagement, Building Future : Our strategy to Maximise the Participation of 16-2 Years Olds in Education, Training and Work*』（HM Government, December 2011）も発表され、16歳から18歳まで教育及び訓練の期間を延長することの意味や、その取り組みを円滑に行う上での条件整備の在り方が検討された。

例えば、教育省の Effective Practice Team では、学校を訪問し、教職員及び生徒へのヒアリングを行った上で、16歳から18歳までの教育及び訓練期間の延長を円滑に行うための学校での取り組みの在り方について提言をまとめている。その中で、学校が自校の状況を分析し、取り組むべき課題を明確にする9つのステップとそこでの検討及びチェックする内容を提示している（資料1）。

また議会下院の報告書では、今後の16歳から24歳までの若者への教育、訓練及び就労についての検討が行われ、次の5つの優先課題が提示された。

- ①グローバル経済において必要なスキルを身につけられるように学校教育への参加を拡大すること
- ②全ての若者への効果的な支援を提供するために地域内での関係機関が支援し合うこと
- ③若者に質の高い職業訓練機会（apprenticeships や work experience）を提供するように雇用者を刺激すること
- ④若者の賃金を保障すること
- ⑤今後3年間、10億ポンドを新たな Youth Contract（16～17歳の若者の教育、訓練、就労支援を行う場）に投入すること

このような調査研究や提言がまとめられる一方で、多様な関係者や若者からの多様な意見を収集するためのコンサルテーションも実施され、教育及び訓練を義務とすること等への意見が収集された。その結果では、教育機関や訓練機関に在籍することについては、賛成と反対が拮抗していたが、就職している者やボランティア活動をしている者にも教育あるいは訓練の義務を課すことについては賛成が多かった。また、公費を投入することについては、賛成と反対が拮抗していた。

これらの試行事業や調査研究、コンサルテーションの結果なども踏まえて、政府と地方当局間での議論が行われ、ガイドラインである『Raising the Participation Age (RPA) Regulations』（DfE, July 2012）がまとめられ、制度の概要が発表された。そして具体的な実施に向けた準備が行われ、2013年9月からの段階的な実施となった。

その後、『Participation of young people in education, employment or training : statutory guidance for local authorities』（DfE, September 2014）が発表された。この中で、前述した「離学年齢」引上げ政策の概要で述べたような、義務とされた事項（①フルタイムの教育を受けること（シックスフォームや継続教育カレッジなどで）、②フルタイムで労働するあるいはパートタイムの教育又は訓練を受ける場合は、それらの活動とセットにしてボランティア活動（20時間以上）をすること、③見習い訓練（apprenticeship）や実習（traineeship）をすること）や地方当局の役割と責任、若者自身の役割、教育及び訓練等の提供機関の役割などが明示され、さらなる事業の充実が目指されている。

5. 「離学年齢」引上げ政策の現状と課題

2013年9月から段階的に引上げられた結果、教育機関及び訓練機関の在籍者の割合は増加傾向にあることが明らかとなった。ただし、パートタイムでの教育機関への在籍者数は減少傾向にある。

2015年6月に発表された2014年末段階での数値は表3の通りである。特徴としては、教育機関への在籍については、パートタイムでの在籍の割合が1.2ポイント減り、フルタイムでの在籍の割合が1.6ポイント増えていることが指摘できる。

なお、教育機関に在籍する者の内訳は、約47%は学校に在籍している。その他、約15%はシックスフォームカレッジに、約35%が継続教育機関に在籍している。約3%であるが、高等教育機関に在籍する者もいる。一方18歳のデータでは、継続教育機関が32%、高等教育機関が54%と全体の86%を占め、その残りの者が学校に在籍している。

(表3) 16歳から18歳までの教育機関及び訓練機関への在籍状況の推移(2013~2014年)

	% of age 16		% of age 17		% of age 18		% of age 16-18		
	2013	2014 (prov)	2013	2014 (prov)	2013	2014 (prov)	2013	2014 (prov)	Annual change (ppts)
Full-time education	86.0	87.9	74.0	76.8	49.9	50.5	69.9	71.5	+1.6
Part-time education	4.7	3.3	5.5	4.0	6.2	5.4	5.5	4.2	-1.2
Work-based learning	3.3	3.5	6.1	6.9	8.2	8.8	5.9	6.5	+0.6
Education and WBL	93.7	94.4	85.3	87.2	63.8	64.3	80.9	81.8	+1.0
Education and training	95.5	96.4	89.2	91.0	71.5	72.3	85.4	86.4	+1.1
NEET	4.0	3.3	6.3	5.4	12.9	13.1	7.7	7.3	-0.4

¹ Education and WBL takes into account overlaps between WBL and full and part-time education

(出典) DfE, *Participation in Education, Training and Employment by 16-18 year olds in England : End 2014, June 2015*, p.2

一方若年無業者数については、16歳、17歳においては減少傾向にあるが、18歳では増加傾向にあることが明らかとなった。このことは、若年無業者への移行年齢が18歳に引き上げられたのではないかという指摘もあり、今後の対応策の検討が必要である。

このように数値としては在籍者の数は増加傾向にある点は成果であるが、人数が増えることにより学習や訓練への意欲や進学及び職業訓練機関への在籍についての目的意識の希薄な子供もおり、彼らへの対応も課題となっている。そのため、中等学校でのキャリア教育等の充実が課題となっている。キャリア教育において、職業意識の啓発や、将来つきたい職業等に対応した資格取得や進路選択への助言や指導などが重要となってきている。

例えば、バーミンガム市内にある Swanshurst Secondary School (女子校) では、学校全体でのキャリア教育に関する子供たちへの指導助言や教職員への指導助言及び学校における子供の進路意識や学力状況等のデータ分析を行うキャリアアドバイザーを専任(週1日勤務)で1名雇用している。同校では第9学年の全生徒への面談を行い、問題状況に応じて指導助言の体制を整備している。またオンライン上で生徒とキャリアアドバイザーが連絡を取れる仕組みがあり、生徒は必要に応じて質問したり、助言を得たり、個人面談の予約を取ったりすることができる。また、生徒の学力状況のデータ分析を基にした進路や職業選択の際のアドバイスを行うとともに、データ内容を教員とも共有し、個々人への学習指導にも活用している。このようなきめ細かなキャリア教育を行うことが、目的意識や意欲を持って延長された2年間を過ごす上で重要であるとキャリアアドバイザーは指摘している⁽⁵⁾。また、「離学年齢」延長政策が実施されたことにより、16歳から18歳までの若者の動向把握や支援において地方当局の果たす役割が大きくなったため、学校在籍時に収集した情報やデータ及び進学、進路状況のデータはすべて地方当局に提供されている。本来であれば、地方当局とも連携しながら取り組まなければならないが、現状では情報提供にとどまっており、地方当局からの支援は十分でないことや、連携協力体制も十分でないことが課題として指摘していた⁽⁶⁾。

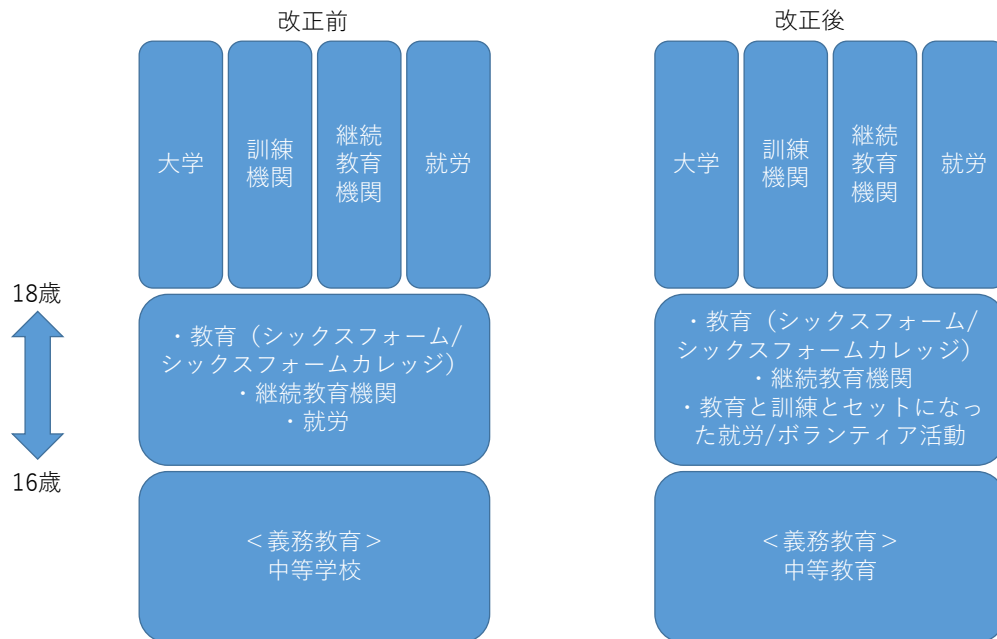
「離学年齢」延長政策においては、地方当局に実施の責任が課されており、その果たす役割は大きい。しかし実態としては、地方当局の取り組みには差が見られることから、地方当局への支援策として、地方自治体協会(Local Government Association, LGA)は『Must Know 8: What you need to know about Raising the Participation Age (RPA)』(2013)を発行するなど、各地方当局への支援や助言活動を行っている。

6. まとめ

イギリスの「離学年齢」引上げ政策の概要をまとめると図1のようになる。

その制度的な特徴は第一に、義務教育を終了する年齢を上げたのではなく、これまで非義務教育であった中等教育の後半の2年間（16～18歳）において、教育及び訓練の機会を持つことを義務としたことである。そのため、義務教育の延長とは異なるものととらえるべきである。

＜図1＞イギリスの「離学年齢」引上げ政策の特徴



著者作成

第二に、延長した段階での活動内容を教育に限定せず、教育あるいは訓練を義務とし、多様性を持たせていることである。就労やボランティア活動をしている場合においても、教育や訓練とセットになっていることが条件となっている点も特徴である。それは、この施策が若年無業者の削減という目的を有していることと関係していると言える。すなわち、延長した2年間の間で、何らかの資格を取得し、人生の中での次のステップに進み、社会の中で成功していけるようにするための猶予期間を与えているととらえることができる。また、就労やボランティア活動に従事している場合においても教育や訓練をセットにすることが義務づけられていることは、中等教育修了資格試験やそれと同等レベルでの資格だけではその後の就労等の段階において次のステップに進むことが難しく、社会経済的な弱者となる危険性があることから、若い頃に少しでも上の資格につながる能力をつけさせておくことが意図されていると言える。

第三に、中等学校でのキャリア教育を重視していることである。将来の見通しを立て、そのための資格取得や進学内容を考える準備を中等学校において適切に行っておくことがより重要となっている。すなわち、教育や訓練に従事することを義務としていることから、目的意識を持たせることがこの2年間に有意義に過ごす上で重要となるからである。そのために各学校には、自校の状況に

ついて自己分析を行いどのような取り組みが必要なのかを考えること、キャリアアドバイザーなどの人的配置をすること、生徒の情報（学力、家庭環境、進路希望など）を収集整理し活用する仕組みを整備することなどが期待されている。

第四に、地方当局に「離学年齢」引上げに関する取り組みの責任が付与されていることである。前述したような学校での取り組みの充実が重要であるが、すべての16～18歳の若者が教育あるいは訓練等の機会を享受できるような制度設計を行い、環境整備を行うためには、地方当局の役割が重要である。若者や地域の情報を収集分析し、個々のニーズや学校の課題に対応した適確な支援活動を行うことが地方当局には期待されている。

第五に、支援活動における重点化を図っていることである。子供たちへの支援活動は個々のニーズに対応したものであることが重要である。しかし個々のニーズには大きな違いがある。そのためイギリスでは、学校段階で個人の状況を把握し、よりケアが必要な生徒を把握した上で、重点的な支援活動が提供される。このように、ニーズの度合いに応じた支援活動のメリハリをつけて取り組むことも効果的な支援活動を進めていく上で重要な視点と言える。

義務教育を終え、社会に出る上で最も出口に近い中等教育段階においてどのような準備をさせ、次のステップに円滑に接続させていくのかは、社会を担う人材を育成する上で重要である。そのため中等教育段階においてどのような機会をどのように子供たちに提供していくのかは、今後の中等教育段階において義務教育の年限延長を考えていく上で重要な視点である。この点を考える上で、イギリスの取り組みから示唆されることとして、次の3点が挙げられる。

第一に、中等教育段階の教育の目的をどのように設定し、延長した期間にどのような機能を持たせるのかということを確認にすることである。イギリスで言えば、無資格の若者を減らし、社会の中で一人の市民として社会に貢献する人材となるとともに、個人の幸福をつかむことを目的として2年間の延長がされた。また延長した期間においても、多様な教育と訓練の場に従事することという内容を義務とし、教育や資格取得のための猶予期間としての延長という取り組みがなされている。

第二に、学校段階でのキャリア教育の充実である。どのような生き方をするのか、その実現のためには何をしなければならぬのかを自らが考え、実行できるだけの能力を学校段階で身につけさせるようなキャリア教育の充実が必要である。

第三に、支援機能の充実である。イギリスでは、学校内でのキャリアアドバイザー、地方当局では「離学年齢」延長政策をコーディネートする人材や若者を支援する人材の育成などが重要となっている。このような人材を育成し、確保していくことも併せて制度設計を考えることが重要である。

【注】

- (1) 本稿では、義務教育の期間を終えたという意味で用いるため、教育課程を修めたという意味での「修了」ではなく「終了」という表記で統一する。
- (2) 労働政策研究・研修機構『若者就業支援の現状と課題－イギリスにおける支援の展開と日本の若者の現状分析から－』2005年に、コネクションズについて詳細に記述されている。
- (3) DfE, *Higher standards as thousands more take GCSEs at the right time (Press release), 21 August 2014 DfE, Revised GCSE and equivalent results in England, 2014 to 2015*
- (4) 職業資格のレベル2とは、中等教育修了資格（GCSE）の合格と同等レベルである。
- (5) Swanshurst Secondary School のキャリアアドバイザーDebbie Beckford 女史へヒアリングより（2015年12月8日実施）
- (6) 同上

【主要参考文献・資料】

- DCF, *Raising the Participation Age in Education and Training to 18: Review of Existing Evidence of the Benefits and Challenges*, 2007
- DfE *Effective Practice Team, Participating in learning post 16 : effective practice in schools*, January 2012
- HM Government, *Building Engagement, Building Future : Our strategy to Maximise the Participation of 16-2 Years Olds in Education, Training and Work*, December 2011
- DfE, *Raising the participation age (RPA) trails : phase1 evaluation final report*, May 2010
- DfE, *Evaluation of the phase 2 raising the participation age trials : final report*, May 2010
- DfE, *The evaluation of the raising the participation age locally-led delivery projects (RPA) 2011 to 2012 : survey findings*, September 2012
- DfE, *The evaluation of the raising the participation age locally-led delivery projects (RPA) 2011 to 2012 : case study findings*, September 2012
- DfE, *Research into the Phase 4 Locally-Led Delivery Projects for Raising the Participation Age : Research report*, September 2013
- DfE, *Top tips for local authorities implementing Raising the Participation Age (RPA)*, September 2013
- DfE, *Raising the Participation Age (RPA) Regulations*, July 2012
- DfE, *Participation of young people in education, employment or training : statutory guidance for local authority*, September 2014
- LGA, *Must Know 8 : What you need to know about Raising the Participation Age (RPA)*, July 2013

(資料1) 学校が16~18歳へ提供する活動を検討する際の自己評価フォーマット

Possible areas for development				
	1	2	3	4
<p>1 – a strong feature of current practice</p> <p style="text-align: center;">></p> <p>4 – an aspect needing significant development</p>				
1. Use a range of intelligence to ensure that every pupil is well known				
<ul style="list-style-type: none"> Using a range of data to build a detailed picture of every child 				
<ul style="list-style-type: none"> Analysing data to identify groups vulnerable to disengagement 				
<ul style="list-style-type: none"> Recognising potential NEET indicators and acting on them 				
2. Identify vulnerable pupils early on				
<ul style="list-style-type: none"> Establishing liaison with partner primary schools, especially when the pupil intake is drawn from a large number of schools 				
<ul style="list-style-type: none"> Identifying pupils at risk of disengagement early in Key Stage 2 				
<ul style="list-style-type: none"> Planning appropriate support for pupils prior to transfer 				
3. Facilitate communication between key personnel				
<ul style="list-style-type: none"> Forging strong links with external agencies 				
<ul style="list-style-type: none"> Locating specialist support on site where appropriate 				
<ul style="list-style-type: none"> Ensuring regular and frequent opportunities for key personnel to meet to review pupils' progress 				
4. Secure the foundations for learning				
<ul style="list-style-type: none"> Providing additional literacy support for those who need it 				
<ul style="list-style-type: none"> Nurturing pupils who struggle to adjust to a secondary timetable 				
<ul style="list-style-type: none"> Reintegrating pupils to mainstream as soon as they are ready 				
5. Support pupils at key transitions when young people are most vulnerable to disengagement				
<ul style="list-style-type: none"> Collaborating with partner organisations to support pupils on transfer 				
<ul style="list-style-type: none"> Pre-empting and addressing pupils' needs at transitional points throughout the school 				
<ul style="list-style-type: none"> Supporting pupils at risk of disengagement post-16 				
6. Keeping pupils engaged with their place of learning				
<ul style="list-style-type: none"> Seeking bespoke support for specific social and emotional needs 				
<ul style="list-style-type: none"> Providing one-to-one mentoring support 				
<ul style="list-style-type: none"> Offering inclusive, appropriate provision for pupils who struggle to cope in the mainstream 				
7. Promote enterprise and independence				
<ul style="list-style-type: none"> Providing guided choices early in Key Stage 3 				

<ul style="list-style-type: none"> Exploiting cross-curricular links and transferable skills such as teamwork 				
<ul style="list-style-type: none"> Planning opportunities for pupils to take positions of responsibility 				
8. Engage parents at every opportunity				
<ul style="list-style-type: none"> Providing an initial point of contact for all parental enquiries 				
<ul style="list-style-type: none"> Running off-site surgeries for parents who are reticent about coming into school 				
<ul style="list-style-type: none"> Ensuring that all decisions about a child's provision are made jointly with parents and pupils 				
9. Signpost the progression routes				
<ul style="list-style-type: none"> Making clear the links between academic and work-related learning 				
<ul style="list-style-type: none"> Forging close links with the local community and local business 				
<ul style="list-style-type: none"> Offering a range of appropriate post-16 provision 				

(出典) DfE Effective Practice Team, 『*Participating in learning post 16 : effective practice in schools*』
(DfE, January 2012), pp.25-26 より引用